

令和元年9月吉日

お客様各位

株式会社ぎふ建築住宅センター

手数料改定についてのお願い

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

弊社におきましては、お客様各位の期待に添うべく、経営の合理化、高度化、効率化、コスト削減に努めつつ、各業務の手数料を低額に設定し長年に亘り据え置いてまいりました。

しかし、確認検査業務につきましては、関係法令の頻繁な改正、行政からの指導や要請等による審査・検査業務の複雑化、確認検査業務以外の業務につきましても、平成26年の消費税引き上げの際にも改定を見送ってまいりました。更に宅配便・郵便料金の値上げ、その他経費の高騰により収支に影響を及ぼしてきております。

また、全ての業務で審査・検査業務に必要な専門資格を有する人材の確保に当たり人手不足の影響で、人件費も増大しており、もはや企業の努力のみでは現行の手数料の水準を維持するのは困難な事態となりました。

つきましては、手数料の改定について苦渋の決断となりましたことをなにとぞお汲み取りのうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

今後とも、お客様の立場に立ったサービスの提供に努め迅速かつ適確な業務を行い、社員一同取り組んでまいりますので、変わらぬご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 手数料改定の時期

令和元年12月2日(月)の受付から

2. 手数料の改定の対象業務

建築確認検査、適合証明、住宅性能評価、長期優良住宅、その他当社が行っている業務

確認検査業務手数料は非課税ですが、その他の業務については課税対象となっており、弊社は税込みの手数料となっております。

なお、改定手数料につきましては別紙のとおりですが、詳細につきましては、弊社担当者にお問い合わせ下さい。

確認検査業務手数料

令和元年12月1日改正

確認申請手数料の額

単位：円

	構造計算書添付義務のないもの 又は住宅性能評価同時申請	左記以外
30㎡以内	11,000	16,000
30㎡を超え100㎡以内	15,000	36,000
100㎡を超え200㎡以内	22,000	41,000
200㎡を超え500㎡以内	31,000	59,000
500㎡を超え1,000㎡以内	53,000	82,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	75,000	111,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内	153,000	193,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内	164,000	244,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内	215,000	285,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内	290,000	385,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内	366,000	486,000
20,000㎡を超え30,000㎡以内	490,000	630,000
30,000㎡を超え40,000㎡以内	520,000	700,000
40,000㎡を超え50,000㎡以内	555,000	730,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内	720,000	950,000
100,000㎡を超え200,000㎡以内	900,000	1,320,000
200,000㎡を超えるもの	1,350,000	1,650,000

- ※1 計画変更の場合は、変更に係る部分の床面積の合計の2分の1の床面積に相当する手数料の額とする。
- ※2 計画変更が床面積の増加である場合は、増加する床面積に相当する手数料の額とする。
- ※3 計画変更が※1及び※2である場合は、それぞれ※1と※2の合計した床面積に相当する手数料の額とする。
- ※4 以下に該当する場合は、上記表の手数料に加算します。

天空率、耐火性能・防火区画検証法、ルート2審査

500㎡未満	5,000円	500㎡以上	10,000円
--------	--------	--------	---------

避難安全検証法

1,000㎡未満	8,000円	1,000㎡以上	15,000円
----------	--------	----------	---------

建築設備または工作物に関する確認申請手数料の額

単位：円

昇降機		17,000 (小荷物専用昇降機 9,000)	
		① 宅地造成等規制法による認定を受けた擁壁又は型式適合認定を受けたもの	② ①以外の工作物
工作物	施行令第138条第1項	建築物と同一敷地内に設置されるもの	13,000
		上記以外(単独で設置されるもの)	25,000
	施行令第138条第2項及び第3項		別途見積もり

- ※1 計画変更の場合は、それぞれの昇降機又は工作物に該当する手数料の額の2分の1とし、千円未満の端数が発生した場合は、百円単位を切り上げた額とする。

中間検査または完了検査の申請手数料の額

単位：円

床面積の合計	中間検査		完了検査	
	建設住宅性能評価有り	左記以外	中間検査又は建設住宅性能評価有り	左記以外
30 m ² 以内	17,000	19,000	15,000	17,000
30 m ² を超え100 m ² 以内	20,000	23,000	19,000	21,000
100 m ² を超え200 m ² 以内	21,000	24,000	22,000	25,000
200 m ² を超え500 m ² 以内	29,000	32,000	30,000	33,000
500 m ² を超え1,000 m ² 以内	45,000	52,000	49,000	54,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内	74,000	84,000	66,000	73,000
2,000 m ² を超え3,000 m ² 以内	123,000	133,000	123,000	143,000
3,000 m ² を超え4,000 m ² 以内	134,000	144,000	144,000	154,000
4,000 m ² を超え5,000 m ² 以内	148,000	158,000	168,000	175,000
5,000 m ² を超え10,000 m ² 以内	195,000	205,000	215,000	225,000
10,000 m ² を超え20,000 m ² 以内	241,000	256,000	261,000	276,000
20,000 m ² を超え30,000 m ² 以内	310,000	330,000	350,000	370,000
30,000 m ² を超え40,000 m ² 以内	320,000	340,000	380,000	400,000
40,000 m ² を超え50,000 m ² 以内	330,000	350,000	410,000	430,000
50,000 m ² を超え100,000 m ² 以内	370,000	400,000	500,000	530,000
100,000 m ² を超え200,000 m ² 以内	420,000	450,000	710,000	740,000
200,000 m ² を超えるもの	470,000	500,000	920,000	950,000

※ 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、上記表の各区分の額の2倍とする。

建築設備または工作物に関する完了検査の手数料の額

単位：円

昇降機		19,000 (小荷物専用昇降機 13,000)	
		① 宅地造成等規制法による認定を受けた擁壁又は型式適合認定を受けたもの	② ①以外の工作物
工作物	施行令第138条第1項	建築物と同一敷地内に設置されるもの	9,000
		上記以外（単独で設置されるもの）	17,000
施行令138条第2項及び第3項		別途見積もり	

※ 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、上記表の各区分の額の2倍とする。

仮使用に関する仮使用認定手数料の額

単位：円

仮使用に係る部分の床面積の合計	料 金
200 m ² 以内	20,000
200 m ² を超え500 m ² 以内	30,000
500 m ² を超え1,000 m ² 以内	50,000
1,000 m ² を超えるもの	90,000
昇降機	15,000

※ 他機関で確認済証の交付を受けた場合は、上記表の各区分の額の2倍とする。

建築物省エネ法に係る適合性判定を要した建築物の完了検査及び仮使用認定申請手数料の割増額

単位：円

省エネ適判対象建築物の床面積（棟ごと）	中間検査有り	中間検査無し
500 m ² 以内	7,000	8,000
500 m ² を超え1,000 m ² 以内	11,000	12,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内	15,000	16,000
2,000 m ² を超え3,000 m ² 以内	27,000	31,000
3,000 m ² を超え4,000 m ² 以内	32,000	34,000
4,000 m ² を超え5,000 m ² 以内	38,000	39,000
5,000 m ² を超え10,000 m ² 以内	48,000	50,000
10,000 m ² を超え20,000 m ² 以内	58,000	61,000
20,000 m ² を超えるもの	別途見積もり	別途見積もり

- ※1 割増手数料は、適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計額とする。
- ※2 他機関で適合判定通知書等の交付を受けた場合の割増額は、上記表の各区分の額の2倍とする。
- ※3 増改築の場合で既存部分のBEI値にデフォルト値（1.2）を適用している場合の対象床面積は、既存部分を除いた床面積とする。
ただし、既存部分のBEI値にデフォルト値（1.2）を適用しない場合の対象床面積は、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ※4 建築物全体が当該省エネ適合性判定の計算対象とならない場合は、当該割増手数料は加算しない。
- ※5 適合性判定を要した建築物の仮使用認定申請の場合は、当該仮使用する部分の床面積（適合性判定を要した部分に限る。）を対象床面積とする。

適合証明業務手数料

令和元年12月1日改正

優良住宅取得支援制度の適用無しの場合の手数料の額

(税込額/単位:円)

		当社で建築確認をした場合		左 記 以 外	
戸建住宅	設計検査				
	現場検査 (中間)	13,000		30,000	
	現場検査 (竣工)				
共同建て等 (分譲住宅・賃貸住宅)	設計検査	10戸以下	21,000	10戸以下	42,000
		11戸~20戸	32,000	11戸~20戸	64,000
		21戸~30戸	44,000	21戸~30戸	88,000
		31戸~40戸	55,000	31戸~40戸	110,000
		41戸~50戸	65,000	41戸~50戸	130,000
		51戸~100戸	75,000	51戸~100戸	150,000
		101戸以上	別途算定	101戸以上	別途算定
	現場検査 (竣工)	10戸以下	35,000	10戸以下	70,000
		11戸~20戸	52,000	11戸~20戸	104,000
		21戸~30戸	75,000	21戸~30戸	150,000
		31戸~40戸	95,000	31戸~40戸	190,000
		41戸~50戸	120,000	41戸~50戸	240,000
		51戸~100戸	150,000	51戸~100戸	300,000
		101戸以上	別途算定	101戸以上	別途算定
中古住宅	リフォーム	65,000			
賃貸住宅	リフォーム	1戸 (1戸建含む)	65,000		
		2戸~10戸以下	100,000		
		11戸以上	別途算定		

優良住宅取得支援制度の適用有りの場合の手数料の額

(税込額/単位:円)

		当社で建築確認をした場合		左 記 以 外	
戸建住宅	設計検査				
	現場検査 (中間)	25,000		40,000	
	現場検査 (竣工)				
共同建て等 (分譲住宅・賃貸住宅)	設計検査	10戸以下	26,000	10戸以下	52,000
		11戸~20戸	38,000	11戸~20戸	76,000
		21戸~30戸	49,000	21戸~30戸	98,000
		31戸~40戸	60,000	31戸~40戸	120,000
		41戸~50戸	70,000	41戸~50戸	140,000
		51戸~100戸	80,000	51戸~100戸	160,000
		101戸以上	別途算定	101戸以上	別途算定
	現場検査 (竣工)	10戸以下	37,000	10戸以下	74,000
		11戸~20戸	60,000	11戸~20戸	120,000
		21戸~30戸	80,000	21戸~30戸	160,000
		31戸~40戸	100,000	31戸~40戸	200,000
		41戸~50戸	125,000	41戸~50戸	250,000
		51戸~100戸	155,000	51戸~100戸	310,000
		101戸以上	別途算定	101戸以上	別途算定
中古住宅		85,000			

※ 次の場合の手数料は、設計検査手数料の額の2分の1とし、千円未満の端数が発生した場合は、百円単位を切り上げた額とする。

- (1) 変更が著しい場合 (現計画の建築物が完了したと仮定し、完了後に変更できない場合等)
- (2) 増加する延べ面積が10㎡を超える場合

住宅性能評価業務手数料

令和元年12月1日改正

設計住宅性能評価料金

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計 評価戸数	(ろ) 評価料金の額		
		必須項目のみ	選択1項目当 たりの額	選択3項目以上 の額
戸 建 住 宅	200㎡未満	31,000	1,000	34,000
	200㎡以上500㎡未満	42,000		45,000
	500㎡以上	53,000		56,000
共 同 住 宅 等	2戸以上5戸未満	$40,000 + 10,000 \times (M-2)$	2,000	$46,000 + 10,000 \times (M-2)$
	5戸以上10戸未満	$60,000 + 10,000 \times (M-2)$	3,000	$69,000 + 10,000 \times (M-2)$
	10戸以上20戸未満	$60,000 + 13,000 \times (M-4)$	5,000	$75,000 + 13,000 \times (M-4)$
	20戸以上100戸未満	$350,000 + 7,000 \times (M-20)$	8,000	$374,000 + 7,000 \times (M-20)$
	100戸以上	$910,000 + 6,000 \times (M-100)$	10,000	$940,000 + 6,000 \times (M-100)$

※ Mは、評価対象戸数を表す。

建設住宅性能評価料金

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 評価料金の額
戸建住宅	200㎡未満	81,000
	200㎡以上500㎡未満	102,000
	500㎡以上	123,000
共同住宅等	2戸以上20戸未満	$100,000 + 20,000 \times (M-2)$
	20戸以上50戸未満	$460,000 + 18,000 \times (M-2)$
	50戸以上	$90,000 \times N + 11,000 \times M$

※ Mは評価対象戸数を表す。Nは検査を行う回数を表す。

※ 建設住宅性能評価の申請料金の額は、上記料金に紛争処理負担金を加えた額とする。

他社が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価料金加算額

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・評価戸数	(ろ) 料金加算額
戸建住宅	200㎡未満	建設住宅性能評価料金の25% (千円未満切り上げ)
	200㎡以上500㎡未満	
	500㎡以上	
共同住宅等	2戸以上20戸未満	
	20戸以上50戸未満	
	50戸以上	

住宅型式性能認定住宅料金

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・ 評価戸数	(ろ) 設計住宅性能評価 の料金から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の 料金から減ずる額	(に) 他社が設計住宅性能 評価を行った場合の加算額 から減ずる額
戸 建 住 宅	200㎡未満	設計住宅性能評価料金の 10% (千円未満切り捨て)	建設住宅性能評価料金の 10% (千円未満切り捨て)	他社が設計住宅性能評価を 行った建設住宅性能評価料 金加算額の10% (千円未満 切り捨て)
	200㎡以上500㎡未満			
	500㎡以上			
共 同 住 宅 等	2戸以上20戸未満			
	20戸以上50戸未満			
	50戸以上			

型式住宅部分等製造者認証料金

(税込額/単位:円)

	(い) 床面積の合計・ 評価戸数	(ろ) 設計住宅性能評価 の料金から減ずる額	(は) 建設住宅性能評価の 料金から減ずる額	(こ) 他社が設計住宅性能評 価を行った場合の料金加算額 から減ずる額
戸 建住 宅	200㎡未満	設計住宅性能評価料金の 20% (千円未満切り捨て)	建設住宅性能評価料金の 20% (千円未満切り捨て)	他社が設計住宅性能評価を行 った建設住宅性能評価料金加 算額の20% (千円未満切り捨 て)
	200㎡以上 500㎡未満			
	500㎡以上			
共 同住 宅 等	2戸以上 20戸未満			
	20戸以上 50戸未満			
	50戸以上			

建設住宅性能評価料金 (既存住宅)

1 戸建住宅

(1) 現況検査 (必須項目)

(税込額/単位:円)

延べ面積	設計図書有	設計図書無
200㎡以下	60,000	別途見積もり
200㎡超	70,000	別途見積もり

(2) 特定現況検査 (選択項目)

別途見積もりによる

(3) 個別性能評価 (選択項目)

(税込額/単位:円)

評価項目	延べ面積	設計図書有	設計図書無
構造安定に関する事	200㎡以下	20,000	別途見積もり
	200㎡超	30,000	
温熱環境・エネルギー消費量 に関する事	5-2	25,000	
	5-1のみ	15,000	
その他の項目 (化学物質濃度 等、石綿有無等、粉塵濃度等 を除く。)		各項目: 5,000	

※ 室内空気中の化学物質の濃度等、石綿含有建材の有無等、室内空気中の石綿の粉塵の濃度等
等は、別途見積もりとなります。

2 共同住宅等 (長屋建て、重ね建て住宅を含む)

別途見積もりによる。

【モデル建物法】

(税込額/単位:円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	97,000	43,000	54,000
300 m ² 以上～2,000 m ² 未満	125,000	54,000	75,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	160,000	62,000	95,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	200,000	73,000	116,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	225,000	84,000	125,000
20,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額/単位:円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	190,000	100,000	118,000
300 m ² 以上～2,000 m ² 未満	250,000	140,000	160,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	320,000	170,000	200,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	430,000	230,000	280,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	450,000	245,000	290,000
20,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- (1) 判定対象床面積の合計が20,000 m²以上の場合は、別途見積もりによる。
- (2) 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによる。
- (3) 敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとに適合判定申請が必要となる。
- (4) 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合は、増改築部分の非住宅部分の用途、面積により料金を算定する。
- (5) ①、②、③の内2種以上の用途を含む複合用途建築物の場合、用途区分毎の面積に対応する上記表の料金の合計額とする。ただし、前記の合計額と建築物全体の判定対象床面積に①の用途区分に対応した金額と比較し、低額な額とする。
- (6) 判定通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- (7) 軽微変更該当証明の申請料金は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- (8) 当該建築物の建築確認申請を他の確認検査機関（行政庁を除く。）に申請する場合は、上記表の額に1.5を乗じた額とする。
- (9) 当該建築物に計算の対象となる室、設備等が無い場合は、上記表によらず20,000円（税込）とする。
- (10) 判定通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とする。
- (11) 判定料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査手数料

令和元年12月1日改正

新築住宅

(税込額/単位:円)

	手数料区分	単 独 申 請		
		手数料の額	住宅型式性能認定住宅の額	型式住宅部分等製造者認証住宅の額
一戸建て住宅		43,000	38,000	32,000
共同住宅等	2戸～5戸以内	$60,000 + 11,000 \times (M-2)$	一般の一割引き (千円未満切捨て)	一般の二割引き (千円未満切捨て)
	5戸超～10戸以内	$75,000 + 11,000 \times (M-4)$		
	10戸超～25戸以内	$100,000 + 10,000 \times (M-6)$		
	25戸超～30戸以内	$280,000 + 4,000 \times (M-20)$		
	30戸超～100戸以内	$350,000 + 4,000 \times (M-20)$		
	100戸超	$910,000 + 3,000 \times (M-100)$		

	手数料区分	建 築 確 認 同 時 申 請		
		手数料の額	住宅型式性能認定住宅の額	型式住宅部分等製造者認証住宅の額
一戸建て住宅		38,000	34,000	28,000
共同住宅等	2戸～5戸以内	$50,000 + 7,000 \times (M-2)$	一般の二割引き (千円未満切捨て)	一般の三割引き (千円未満切捨て)
	5戸超～10戸以内	$60,000 + 8,000 \times (M-4)$		
	10戸超～25戸以内	$75,000 + 8,000 \times (M-6)$		
	25戸超～30戸以内	$220,000 + 2,000 \times (M-20)$		
	30戸超～100戸以内	$300,000 + 4,000 \times (M-20)$		
	100戸超	$810,000 + 3,000 \times (M-100)$		

	手数料区分	住宅性能評価同時申請
		手数料の額
一戸建て住宅		8,000
共同住宅等	2戸～5戸以内	$10,000 + 1,000 \times (M-2)$
	5戸超～10戸以内	$10,000 + 1,000 \times (M-2)$
	10戸超～25戸以内	$10,000 + 1,000 \times (M-6)$
	25戸超～30戸以内	$28,000 + 1,000 \times (M-20)$
	30戸超～100戸以内	$35,000 + 1,000 \times (M-20)$
	100戸超	$120,000 + 1,000 \times (M-100)$

※ Mは、審査対象戸数

- (1) 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合の料金は別途加算します。
- (2) 変更に係る技術的審査手数料は、上記区分により算定した額の2分の1の額とする。(千円未満の端数が生じた場合は百円単位を切り上げた額とする。)
- (3) 軽微な変更等については、県等で定められる規定に準じて適用します。

増・改築

(税込額/単位:円)

	手数料の額	住宅性能評価等有る場合の額
戸建住宅	60,000	40,000
共同住宅等	別途見積もり	

※ 「住宅性能評価等がある場合」とは、構造審査が省略できるものをいいます。

※ 変更に係る技術的審査手数料は、別途見積もりによります。

低炭素建築物技術的審査料金

令和元年12月1日改正

1 住宅

(税込額/単位: 円)

建築物の種類		料金	
一戸建ての住宅		型式 ※1	23,000
		上記以外	30,000
共同住宅 ※2 ※3	住戸のみ	1住戸	30,000
		2住戸	45,000
		3~5住戸	60,000
		6~10住戸	85,000
		11~25住戸	110,000
		26住戸以上	別途見積もり
	建築物全体	2住戸	50,000
		3~5住戸	65,000
		6~10住戸	90,000
		11~25住戸	120,000
26住戸以上	別途見積もり		

※1 型式とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいいます。

※2 共同住宅には、長屋を含みます。

※3 共同住宅の申請の別が、「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、住戸(宅)のみの料金と建築物全体の料金を加算します。

※4 変更手数料は、上記表の額の2分の1の額(千円未満を切り上げ)とする。

※5 当社が発行した次の各号に該当する書類のいずれかと併願の場合、(低炭素建築物技術的審査依頼書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合をいう。)一戸建て住宅は、10,000円(税込)、共同住宅は上記金額の2分の1の額(千円未満切り上げ)とする。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③ 住宅性能証明書(断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書(断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)
- ⑤ BELS評価書
- ⑥ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証
- ⑦ フラット35S(省エネルギー対策)

2 非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額/単位: 円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	97,000	48,000	54,000
300㎡以上~2,000㎡未満	125,000	59,000	75,000
2,000㎡以上~5,000㎡未満	160,000	67,000	95,000
5,000㎡以上~10,000㎡未満	200,000	78,000	116,000
10,000㎡以上~20,000㎡未満	225,000	89,000	125,000
20,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額/単位: 円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	190,000	100,000	118,000
300㎡以上~2,000㎡未満	250,000	140,000	160,000
2,000㎡以上~5,000㎡未満	320,000	170,000	200,000

5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	430,000	230,000	280,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	450,000	245,000	290,000
20,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- ※1 審査対象床面積の合計が20,000 m²以上の場合は、別途見積もりによります。
- ※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによります。
- ※3 敷地内に複数の建築物がある場合、審査対象建築物ごとに技術的審査が必要となります。
- ※4 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用します。
- ※5 ①、②、③の内2種以上の用途を含む複合用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する上記表の料金の合計額とします。ただし、前記の合計額と建築物全体の審査対象床面積に①の用途区分に対応した金額と比較し、低額な額とします。
- ※6 適合通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とします。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の審査を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とします。
- ※7 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金となります。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体（住戸のみを含む場合は、住戸のみも併せて加算）となります。
- ※8 適合通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とします。
- ※9 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとします。
- ※10 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物省エネ法判定業務規程の別表4に定める用途とします。

住宅性能証明書発行業務手数料

令和元年12月1日改正

建築物の種類	料 金 (税込額/単位:円)		
一戸建ての住宅 (省エネ対策・耐震対策・高齢者等配慮対策) 併用住宅※4	型式※1		18,000
	証明書有り※2		32,000
	フラット35S適合証あり※3		2,000
	上記以外	耐震対策	48,000
		省エネ対策・高齢者等 配慮対策	43,000
一戸建ての住宅 (既存住宅)	型式※1 又は 証明書有り※2		20,000
	上記以外	耐震対策	48,000
		省エネ対策・高齢者等 配慮対策	43,000
共同住宅※5	住戸のみ		別途見積もり
	建築物全体		別途見積もり

- ※1 「型式」とは、住宅の品質確保の促進に関する法律に基づく型式部分等製造者認証を取得した者をいいます。
- ※2 「証明書あり」とは、当該適用する住宅性能を満たしている次の各号に該当する書類で当社が発行したものをいいます。
- ① 設計住宅性能評価書
 - ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
 - ③ 住宅性能証明書 (断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)
 - ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)
 - ⑤ BELS評価書
 - ⑥ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
 - ⑦ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証
- ※3 「フラット35S適合証あり」とは、当該適用する住宅性能を満足しているフラット35Sの適合証明書で当社が交付したものをいいます。
- ※4 併用住宅とは、一戸建て住宅に事務所や店舗が付属するものをいいます。
- ※5 共同住宅には、長屋を含みます。
- ※6 変更手数料は、別途見積もりによります。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条及び第36条の認定に係る技術的審査料金

令和元年12月1日改正

1 第30条の性能向上計画認定に係る技術的審査料金

戸建住宅（新築住宅）

(税込額/単位:円)

単 独 申 請		住 宅 性 能 評 価 等 同 時 申 請	
手数料の額	住宅型式性能認定等の額	評価基準5-1の場合	評価基準5-1及び5-2の場合
30,000	23,000	11,000	6,000

共同住宅等（新築住宅）

(税込額/単位:円)

		単 独 申 請	住 宅 性 能 評 価 等 同 時 申 請	
			評価基準5-1の場合	評価基準5-1及び5-2の場合
共同住宅等（住戸の部分のみ）	2戸	45,000	15,000	8,000
	3~5戸	60,000	20,000	12,000
	6~10戸	85,000	30,000	15,000
	11~25戸	110,000	40,000	20,000
	26戸以上	別途見積もり		
建築物全体	2戸	50,000	25,000	18,000
	3~5戸	65,000	33,000	20,000
	6~10戸	90,000	45,000	30,000
	11~25戸	120,000	60,000	40,000
	26戸以上	別途見積もり		

※ 「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、「住戸の部分のみ」と「建築物全体」の料金を加算します。

※ 「住宅型式性能認定等」とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいいます。

※ 「住宅性能評価等」とは、次の各号に該当する書類で法第30条又は第36条の認定に係る技術的審査依頼書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合に適用します。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③ 住宅性能証明書（断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5）
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5）
- ⑤ BELS評価書
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑦ フラット35S（省エネルギー対策）

※ 変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とします。（千円未満切り上げ）

※ 既存住宅は、別途見積もりとさせていただきます。

2 第36条の性能表示認定に係る技術的審査料金

戸建住宅

(税込額/単位:円)

	一次エネルギー消費基準		仕 様 基 準	
	手数料の額	住宅型式性能認定等の額	手数料の額	住宅型式性能認定等の額
単 独 申 請	30,000	23,000	14,000	6,000
住宅性能評価等同時申請	6,000	6,000	3,000	3,000

共同住宅等

(税込額/単位:円)

		一次エネルギー消費基準	仕様基準	住 宅 性 能 評 価 等 同 時 申 請	
				評価基準5-1の場合	評価基準5-1及び5-2の場合
住戸の部分のみ	2戸	45,000	18,000	15,000	8,000
	3~5戸	60,000	20,000	20,000	12,000
	6~10戸	85,000	30,000	30,000	15,000
	11~25戸	110,000	40,000	40,000	20,000
	26戸以上	別途見積もり			

共用部	2戸	50,000		25,000	18,000
	3～5戸	65,000		33,000	20,000
	6～10戸	90,000		45,000	30,000
	11～25戸	120,000		60,000	40,000
	26戸以上	別途見積もり			

※ 「共用部」がある場合は、「住戸の部分のみ」と「共用部」の料金を加算します。

※ 「住宅型式性能認定等」とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅をいいます。

※ 「住宅性能評価等」とは、当社が発行した次の各号に該当する書類で法第30条又は第36条の認定に係る技術的審査依頼書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合に適用します。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③ 住宅性能証明書（断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5）
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5）
- ⑤ BELS評価書
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑦ フラット35S（省エネルギー対策）

※ 変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とします。（千円未満切り上げ）

※ 新築後に増改築等がある場合は、別途見積もりとさせていただきます。

3 非住宅建築物

【モデル建物法】

（税込額／単位：円）

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	97,000	48,000	54,000
300㎡以上～2,000㎡未満	125,000	59,000	75,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	160,000	67,000	95,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	200,000	78,000	116,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	225,000	89,000	125,000
20,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

（税込額／単位：円）

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	190,000	100,000	118,000
300㎡以上～2,000㎡未満	250,000	140,000	160,000
2,000㎡以上～5,000㎡未満	320,000	170,000	200,000
5,000㎡以上～10,000㎡未満	430,000	230,000	280,000
10,000㎡以上～20,000㎡未満	450,000	245,000	290,000
20,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

※1 審査対象床面積の合計が20,000㎡以上の場合は、別途見積もりとさせていただきます。

※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりとさせていただきます。

※3 敷地内に複数の建築物がある場合、審査対象建築物ごとに技術的審査申請が必要となります。

※4 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用します。

※5 ①、②、③の内2種以上の用途を含む複合建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する上記表の料金の合計額とします。ただし、前記の合計額と建築物全体の審査対象床面積に①の用途区分に対応した金額と比較し、低額な額とします。

※6 適合通知書の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とします。ただし、モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更する場合、直前の審査を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とします。

※7 複合建築物（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金となり

ます。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体（住戸のみを含む場合は、住戸のみも併せて加算）となります。

※8 適合通知書の再発行料金は、1通につき2,000円（税込）とします。

※9 審査料金の端数整理は、千円未満を切り上げとします。

※10 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程の別表4に定める用途とします。

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価料金

令和元年12月1日改正

戸建て住宅

(税込額/単位：円)

	単 独 申 請		住宅性能評価等同時申請※2 (型式、一般)	
	一 般	型 式※1	外皮 (評価基準5-1)	外皮+一次エネルギー (評価基準5-2) ※5
一戸建て住宅	30,000	23,000	11,000	6,000

共同住宅等

(税込額/単位：円)

		単 独 申 請		住宅性能評価等同時申請※2	
				外皮 (評価基準5-1)	外皮+一次エネルギー (評価基準5-2) ※5
共同住宅等 ※3 ※4	住 戸 の み	1住戸	30,000	11,000	6,000
		2住戸	45,000	15,000	8,000
		3~5住戸	60,000	20,000	12,000
		6~10住戸	85,000	30,000	15,000
		11~25住戸	110,000	40,000	20,000
		26住戸以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり
	建 築 物 全 体	2住戸	50,000	25,000	18,000
		3~5住戸	65,000	33,000	20,000
		6~10住戸	90,000	45,000	30,000
		11~25住戸	120,000	60,000	40,000
	26住戸以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり	

※1 型式とは、外壁、窓等の熱損失防止対策の基準と同等と国土交通大臣が認めた型式住宅を言います。

※2 「住宅性能評価等」とは、当社が発行した次の各号に該当する書類で当該評価申請書の内容と同一又は同一の内容の部分を含む場合に適用します。

- ① 設計住宅性能評価書
- ② 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証
- ③ 住宅性能証明書 (断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)
- ④ 現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級4、一次エネルギー消費量等級4又は5)
- ⑤ 性能向上計画認定技術的審査又は認定表示に係る認定技術的審査適合証
- ⑥ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑦ フラット35S (省エネルギー対策)

※3 共同住宅等には、長屋を含みます。

※4 申請の別が、「建築物全体及び住戸の部分」の場合は、住戸 (宅) のみの料金と建築物全体の料金を加算します。

※5 外皮性能により評価する場合、「住宅性能評価等」により外皮性能が確認できる場合を含みます。

※6 変更手数料は、新規申請手数料の2分の1の額とします。(千円未満切り上げ)

非住宅建築物

【モデル建物法】

(税込額/単位：円)

判定対象床面積の合計	用 途 分 類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300㎡未満	97,000	48,000	54,000
300㎡以上~2,000㎡未満	125,000	59,000	75,000
2,000㎡以上~5,000㎡未満	160,000	67,000	95,000
5,000㎡以上~10,000㎡未満	200,000	78,000	116,000
10,000㎡以上~20,000㎡未満	225,000	89,000	125,000
20,000㎡以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

【標準入力法・主要室入力法】

(税込額/単位：円)

判定対象床面積の合計	用途分類		
	①ホテル、病院、集会所等	②工場等	③左記以外
300 m ² 未満	190,000	100,000	118,000
300 m ² 以上～2,000 m ² 未満	250,000	140,000	160,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	320,000	170,000	200,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	430,000	230,000	280,000
10,000 m ² 以上～20,000 m ² 未満	450,000	245,000	290,000
20,000 m ² 以上	別途見積もり	別途見積もり	別途見積もり

- ※1 評価対象床面積の合計が20,000 m²以上の場合は、別途見積もりによる。
- ※2 上記以外の評価方法による場合、又は特殊な申請等の場合は、別途見積もりによる。
- ※3 敷地内に複数の建築物がある場合、評価対象建築物ごとに評価申請が必要となる。
- ※4 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに料金を適用する。
- ※5 ①、②、③の内2種以上の用途を含む複合建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する上記表の料金の合計額とする。ただし、前記の合計額と建築物全体の評価対象床面積に①の用途区分に対応した金額と比較し、低額な額とする。
- ※6 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)は、住宅及び非住宅で算出した額を合わせた料金となります。この場合の住宅は、戸建て住宅又は共同住宅の建築物全体(住戸のみを含む場合は、住戸のみも併せて加算)となります。
- ※7 評価を受けた建築物の計画の変更をする場合は、上記表の料金を0.5を乗じた額とする。ただし、モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更等、計算方法を変更する場合、直前の評価を他の機関等から受けている場合は、上記表の料金とする。
- ※8 評価書の再発行料金は、1通につき2,000円(税込)とする。
- ※9 評価料金の端数整理は、千円未満を切り上げとする。
- ※10 表中の用途区分に記載の用途については、センターの建築物省エネ法判定業務規程の別表4に定める用途とする。